

生徒・保護者等のみなさまへ

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

高校生等奨学給付金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して認定審査に必要な税情報等の確認を行います。提出された個人番号は以下のとおり取り扱います。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。

高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について

	全日制・定時制・通信制		専攻科		備考
	生活保護（生業扶助） 受給世帯	非課税世帯	所得割額合計 105,500円未満世帯	多子世帯※ 1	
個人番号カード・個人番号通知カード等	○（生）※ 2	○	○	○	ほか個人番号記載住民票
課税証明書等	-	△	△	△	令和 7 年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書（様式 2）	△※ 3	-	-	-	令和 7 年 7 月 1 日以降に発行されたものに限りです。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	-	■※ 4	■	■	案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類	-	■	■	■	収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。

- ※ 1 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が 3 人以上の世帯を言います。
- ※ 2 （生）...生徒本人分 （保）...保護者等分 （生・保）...生徒本人と保護者等分
- ※ 3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略が可能です。
- ※ 4 「■」は、家計急変の申請を希望される場合に追加が必要です。